

令和3年6月25日

## 第36回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

## 第 36 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 3 年 6 月 25 日(金) 午後 2 時 00 分～  
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

### 議事日程

- 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 2 号 農用地あっせん申出の取下げについて
- 議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について  
(所有権移転分)  
(利用権設定分)
- 議案第 2 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
- 議案第 3 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに  
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに  
許可及び意見聴取決定について
- 議案第 5 号 農用地あっせん申出について
- 議案第 6 号 荒廃農地に係る非農地判断について
- 議案第 7 号 農地利用最適化推進委員候補者の承認について

その他

1 出席委員

農業委員

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 蓑田六雄  | 2番 松下芳子  | 3番 今村秀一  |
| 4番 徳留清幸  | 5番 田中健一  | 6番 石神一男  |
| 7番 永吉正文  | 8番 井元清八郎 | 9番 菱田康彦  |
| 10番 井手康則 | 11番 奥村祐樹 | 12番 南圭司  |
| 13番 前原正文 | 14番 松木茂久 | 15番 澤山建志 |
| 16番 西村圭史 | 17番 桐原鈴代 | 18番 野元辰雄 |
| 19番 坂元一彦 |          |          |

農地利用最適化推進委員

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 20番 中崎勇  | 21番 内菌光弘  | 22番 上拂忠  |
| 23番 小村亮太 | 24番 吉永鶴男  | 25番 生川裕也 |
| 26番 物袋唱二 | 27番 野尻三彦  | 28番 西山昭二 |
| 29番 濱田卓郎 | 30番 藏菌堅志  | 31番 塚田幸美 |
|          | 33番 前川祐子  | 34番 松木秀人 |
| 35番 中川久雄 | 36番 前田真津美 | 37番 廣森修  |
| 38番 鐘撞望  |           |          |

1 小委員長

8番 井元清八郎

1 欠席委員

32番 西村久則

1 遅刻委員

31番 塚田幸美

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 指宿市農業委員会事務局長      | 西村里志                  |
| 主幹兼農地総務係長         | 堀之内秀一郎                |
| 農地総務係主査           | 東川善久                  |
| 振興係長              | 吹留義輝                  |
| 振興係主査             | 向吉真一                  |
| 振興係主事補            | 今吉蓮樺                  |
| 人・農地プラン推進室長       | 嶺元和仁 (農業委員会事務局参事)     |
| 人・農地プラン推進室主幹兼推進係長 | 前田昭市 (農業委員会事務局振興担当主幹) |

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 堀之内 秀一郎

1 開会 午後2時00分

事務局

全員，ご起立願います。  
一同礼。  
指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。  
(唱和)  
ご着席ください。

議長

ただいまの出席人員は，定足数に達しておりますので，これより第36回指宿市農業委員会を開会いたします。  
本日の議事録署名委員に「3番委員」と「4番委員」を指名いたします。

事務局

早速，議題に入ります。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。  
事務局に説明を求めます。  
報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。

議長

議案書の1ページをお開きください。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については，お目通しください。  
ただいま，事務局の説明のとおりであります。  
次に，報告第2号農用地あっせん申出の取下げについてを議題といたします。

事務局

事務局に説明を求めます。  
報告第2号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。

議長

議案書の3ページをお開きください。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)  
以下については，お目通しください。  
ただいま，事務局の説明のとおりであります。  
次に，議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち，所有権移転分を議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。  
議案書の4ページをお開きください。  
今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についての所有権移転分は，4件でございます。  
(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通してください。

議長 今月の所有権移転分につきましては、全て経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると思われま

す。

皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分についてご審議願ひます。

ご質疑、ご意見はございませぬか。

8番委員 1番について、少し金額が高いように思ひますが、何か事情があつての金額なのか、この辺りの相場なのか伺ひます。

37番委員 この辺りの相場は、1畝あたり10万円から15万円位ですが、この畑は道路に面した非常に良い畑で、ハウスも建ててあるので、1畝15万円で合意がなされたようです。

8番委員 分かりました。

議長 ほかにご質疑、ご意見はございませぬか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することにご異議ございませぬか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よつて、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局 今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の5ページから10ページまでの21件で、うち新規が19件、再設定が2件となっております。

また、農地中間管理機構への貸付分3件と農地中間管理機構からの借受分3件は重複してあります。

それでは、議案書の5ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通してください。

なお、10ページの総合計は31筆、33,574㎡、農地中間管理

議長

事業の重複分を除くと、27筆、29、270㎡となっています。

今回の利用権設定分につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番についてご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定に基づき、5番委員の退席を求めます。

(5番委員の退席確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員  
議長

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員  
議長

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(5番委員の復席確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から7ページ9番までについては、新規就農者4名に関する案件であり、営農状況等の調査を地区担当委員が行っておりますが、今回も担当委員による個別報告とはせず、事務局からの一括報告に変更して進行いたします。

事務局

それでは、事務局に報告を求めます。

それでは、新規就農者について、事務局から報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。

また、営農計画書については、資料の1ページから4ページに掲載していますので、併せてご覧ください。

まず、番号2番につきましては、18番委員と27番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、■■■■と農業を兼業していましたが、今回の利用権設定で初めて30aを超えるため、このたび新規就農者となりました。

農機具等は自己の所有するものを使用し、栽培技術・農機具等の操作については、兼業で農業をしていたことから問題はありません。

栽培品目としては、オクラ、カボチャ、バレイショを中心に販売高270万円を目指しています。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。

なお、営農計画書を資料の1ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、番号3番と4番について、9番委員と29番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、■■■■を10年間しておりましたが、友人が行っている農業の手伝いやアルバイトをきっかけに、自分も農業経営をしたいと思い、このたび就農しました。

農機具等は、知人の所有するものを借用し、栽培技術や農機具等の操作については、友人の指導をもらうとのことです。

作業に従事するのは、基本的に1人ですが、繁忙期には友人の手伝いをもらうとのことです。

また、今後は規模拡大を目指したいとのことです。

なお、営農計画書を資料の2ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、番号5番については、事務局で調査を行いました。

申請人は、これまでも農業をしておりましたが、今回の利用権設定で初めて30aを超えるため、新規就農者となりました。

農機具等は義兄の所有するものを借用し、栽培技術や農機具等の操作については、現状のまま行っていく予定です。

作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。

今後は、規模拡大を目指していくとのことです。

なお、営農計画書を資料の3ページに添付していますので、ご参照ください。

次に、番号1番から9番について、5番委員と24番委員に調査を行っていただきました。

申請人は、■■■■をしておりましたが、母親が病気のため3年前から父親の農業の手伝いをしていました。その後、母親が他界したことをきっかけに、本格的に農業をしようと思い、このたび就農しました。

農機具等については、父親と共同で使用しているとのことです。栽培技術や農機具等の操作については、3年間の経験があり、父親からも教わるとのことです。

作業に従事するのは、基本的に妻と弟の3人です。

今後は、ニンジンの栽培を計画しており、播種機を購入予定とのことです。

なお、営農計画書は資料の4ページに添付していますので、ご参照く

議長 ださい。  
 以上で新規就農者に関する事務局からの報告を終わります。  
 ただいま事務局の報告のとおりであります。  
 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から9番について  
 ご審議願います。  
 ご質疑、ご意見はございませんか。  
 14番委員 5番ですが、賃借料が2万円と高いのは何か理由があるのでしょうか。  
 事務局 畑かんの賦課金を含んだ金額になっています。  
 14番委員 分かりました。  
 議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。  
 委員 「なし」の声あり。  
 議長 議案第1号のうち、利用権設定分の2番から9番については、原案の  
 とおり承認することにご異議ございませんか。  
 委員 「異議なし」の声あり。  
 議長 ご異議なしと認めます。  
 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番から9番について  
 は、原案のとおり承認することに決定いたします。  
 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から10ページ21  
 番までは、一括審議願います。  
 ご質疑、ご意見はございませんか。  
 18番委員 12番ですが、面積の2,562㎡は間違いありませんか。現地はも  
 っと広く見えます。  
 事務局 間違いありません。  
 議長 ほかにご質疑、ご意見はございませんか。  
 委員 「なし」の声あり。  
 議長 議案第1号のうち、利用権設定分の10番から21番については、原  
 案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
 委員 「異議なし」の声あり。  
 議長 ご異議なしと認めます。  
 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の10番から21番につい  
 ては、原案のとおり承認することに決定いたします。  
 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定  
 についてを議題といたします。  
 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地  
 調査の報告を求めます。

小委員長

6月10日転用調査時に、私と26番、32番委員と事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたのでご報告いたします。

申請に基づき、現地確認と聞き取り調査を行った結果、いずれの譲受人も意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から7番は売買、8番は子への贈与、9番は兄弟への贈与による申請でございます。

いずれの申請地も、面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響もないと思われます。

また、贈与による申請は、贈与税のことも理解しているとのことですので。

以上の案件に係る、農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、別添の農地法第3条調書のとおりでございますが、全ての案件について、前述の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。

最後に農地法第3条調書、位置図、字図につきましても、資料の5ページから31ページに添付していますので、ご参照いただきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

転用目的は、駐車場・資材置場です。

資料の32ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北へ260m行った農地で、東は雑種地、西は市道、南は雑種地及び宅地、北は畑及び宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地の近隣が駐車場不足と知り、需要が見込めることから、自己所有地に駐車場と資材置場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地への通路を確保し、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号についてご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり。

議長 議案第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり。

議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長 これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。

まず番号1番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の33ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から西へ100m行った農地で、東は宅地、西と北は保安林、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、中山間地域等に存在する農業公共投

資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当します。

申請人は、申請地を賃貸借し、池田湖湖畔を訪れる観光客への駐車場を整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行う予定であり、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号2番ですが、転用目的は、貸駐車場です。

資料の34ページをお開きください。

申請地は、[ ]から南東へ180m行った農地で、東と南は宅地、西は雑種地、北は市道に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんしている区域にある農地のため、第3種農地の市街地内農地に該当します。

申請人は、周辺住民向けに貸駐車場を整備する計画です。

土地の形状については切土のうえ、土留工事を行う予定であり、周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号3番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の35ページをお開きください。

申請地は、[ ]から東へ70m行った農地で、東と南は畑、西は宅地、北は公衆用道路に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号4番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の36ページをお開きください。

申請地は、[ ]から東へ280m行った農地で、東と南は宅地、西と北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にブロックを積む予定です。周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号5番ですが、転用目的は、駐車場です。

資料の37ページをお開きください。

申請地は、[ ]から北へ10m行った農地で、東と北は畑、西は宅地、南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地の隣に居住しており、申請地を取得し自家用及び来客用の駐車場を整備する計画です。

土地の形状については盛土を行い、隣接農地との境界にはブロックを積む予定のため、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号6番と7番は関連がありますので、一括して報告いたします。転用目的は、一般住宅です。

資料の38ページをお開きください。

申請地は、[ ]から北東へ150m行った農地で、東は市道と畑、西は畑と宅地、南は畑、北は市道と宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、実家住まいであることから、6番は父からの贈与、7番は売買により取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については切土を行い、隣接地との境界にはブロックを積む予定のため、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号8番ですが、転用目的は、資材置場です。

資料の39ページをお開きください。

申請地は、[ ]から南へ5m行った農地で、東は市道、西は畑及び雑種地、南は畑及び宅地、北は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途

地域内農地に該当します。

申請人は、建築業などを営む法人で、申請地を取得し、建設資材などの資材置場として整備する計画です。

土地の形状については現状で、土留工事を行い、構造物の建設もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号9番ですが、転用目的は、一般住宅です。

資料の40ページをお開きください。

申請地は、                    から北西へ200m行った農地で、東と北は宅地、西と南は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。

申請人は現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、周囲に農地はないことから、営農への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号10番ですが、転用目的は、太陽光発電施設です。

資料の41ページをお開きください。

申請地は、                    から東へ310m行った農地で、東は田、西は里道、南は雑種地及び宅地、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、市外にも太陽光発電施設を所有する個人ですが、今回、申請地を取得し、新たに太陽光発電施設を整備する計画です。

土地の形状については現状で、周囲をフェンスで囲む予定であり、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に番号11番ですが、転用目的は、飼料仮置場です。

資料の42ページをお開きください。

申請地は、                    から西へ770m行った農用地区域内農地で、東は農道、他は畑に接しています。

農地区分、許可事項については、農用地区域内の農地ではありますが、令和3年2月5日付けで、農業用施設用地として用途区分変更がされて

|   |  |
|---|--|
| <p>いることから、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に該当します。</p> <p>申請人は、畜産業を営んでおり、今回、経営の効率化を図るため、既存の牛舎に近い申請地を使用貸借し、飼料の仮置場を整備する計画ですが、既に着工していたことから、今回、始末書が添付されております。</p> <p>土地の形状については現状で、三方向をコンクリートブロックで囲うため、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。</p> <p>また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。</p> <p>以上報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第4号についてご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>37番委員<br/>事務局</p> <p>7番ですが、現況は宅地となっておりますが、申請は必要なのですか。</p> <p>登記地目が畑ですので、法務局に所有権移転登記などを申請する際に農業委員会の許可が必要となります。</p> <p>農地法では、農地は現況で判断することになっていますが、法務局では登記地目が農地の場合、農業委員会の許可を必要とします。</p> <p>37番委員<br/>議長</p> <p>分かりました。</p> <p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>28番委員</p> <p>1番ですが、観光客用の駐車場とのことですが、観光客が来るような場所なのですか。</p> <p>小委員長</p> <p>近くに祠があり、そこに来る人やパワースポットとしても人を呼びたいとのことで鳥居を造ったりして整備しています。</p> <p>28番委員<br/>議長<br/>委員<br/>議長</p> <p>分かりました。</p> <p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。</p> <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>委員<br/>議長</p> <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを議題といたします。</p> <p>事務局に議案の説明を求めます。</p> |  |
|---|--|

|       |   |
|-------|---|
| 事務局   | <p>議案書の18ページをお開きください。<br/>         議案第5号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明します。<br/>         今月は、売渡申出7件、貸付申出1件でございます。<br/>         (番号1を議案書どおり読み上げ説明)<br/>         以下につきましては、お目通しください。<br/>         なお、見取図、地籍図につきましては、資料の43ページから73ページに掲載しています。<br/>         以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>  |
| 議長    | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。<br/>         ご質疑、ご意見はございませんか。</p>  |
| 委員    | <p>「なし」の声あり。</p>  |
| 議長    | <p>このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。</p>  |
| 事務局   | <p>それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。<br/>         議案書の18ページをお開きください。<br/>         番号1は37番委員と17番委員。<br/>         番号2は23番委員と4番委員。<br/>         番号3は8番委員と1番委員。<br/>         番号4は30番委員と10番委員。<br/>         番号5は16番委員と36番委員。<br/>         番号6は36番委員と16番委員。<br/>         番号7は22番委員と3番委員。<br/>         番号8は33番委員と13番委員。<br/>         以上、事務局案として提案いたします。<br/>         皆様のご審議をお願いいたします。</p> |
| 議長    | <p>ただいま、事務局案が発表されました。<br/>         それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。</p>  |
| 3番委員  | <p>7番ですが、申請人が■■■■の方ですので、3番委員と12番委員を交代してほしいと思います。</p>  |
| 事務局   | <p>12番委員がよろしければ、交代していただいて結構です。</p>  |
| 議長    | <p>12番委員はよろしいですか。</p>   |
| 12番委員 | <p>分かりました。</p>  |
| 議長    | <p>ほかにご質疑、ご意見はございませんか。<br/>         それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。</p>   |
| 委員    | <p>(各委員了解あり)</p>  |

|          |   |
|----------|---|
| 議長       | <p>それでは、議案第5号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、番号7のあっせん委員を3番委員から12番委員に変更のうえ事務局案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。</p>   |
| 事務局      | <p>事務局に議案の説明を求めます。</p> <p>議案第6号荒廃農地に係る非農地判断についての説明をいたします。</p> <p>議案書は21ページから23ページになります。</p> <p>今回の対象地域は、池田石嶺、池崎地区周辺になります。</p> <p>(番号1を議案書どおり読み上げ説明)</p> <p>以下については、お目通しください。</p> <p>今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査及び農地パトロール実施要領に基づく荒廃農地調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。</p> <p>その結果、議案書に記載の農地は森林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。</p> <p>よって、39筆、31,914㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。</p> <p>なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いたします。</p> |
| 議長       | <p>ただいま、事務局の説明のとおりであります。</p> <p>それでは、議案第6号について、ご審議願います。</p> <p>ご質疑、ご意見はございませんか。</p>   |
| 委員<br>議長 | <p>「なし」の声あり。</p> <p>議案第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>   |
| 委員<br>議長 | <p>「異議なし」の声あり。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号荒廃農地に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号指宿市農地利用最適化推進委員候補者の承認について</p>   |

事務局

てを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案第7号指宿市農地利用最適化推進委員候補者の承認についてご説明いたします。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されており、指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例で定数を19名と定めております。

農地利用最適化推進委員については、2月1日から3月31日まで募集を行った結果、定数19名に対し20名の推薦及び応募がありました。

6月18日に会長、会長代理、各部会長、副部会長及び事務局長による農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、提出された推薦書及び応募届出書を基に、評価を行いました。

評価内容としましては、認定農業者の有無、年齢要件、担当区割りのバランス等のほか、推進委員活動への熱意や農業に対する知識、見識などの評価を行いました。

評価の結果、指宿地区7名、山川地区7名、開聞地区5名の計19名を農地利用最適化推進委員の候補者として選出しましたので、本委員会に報告し、承認を求めるものです。

なお、委嘱の決定については、新体制後の第1回農業委員会において行うこととしており、決定後は、8月2日に委嘱状の交付を行う予定としております。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第7号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号指宿市農地利用最適化推進委員候補者の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

委員

本日の議題は、これで終了いたしました。

他にございませんか。

「なし」の声あり。

他になければ、その他に入ります。

その他について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、その他についてご説明いたします。25ページをご覧ください。

その他（議案書25ページを参照して説明）

1. 6月の行事報告
2. 7月の行事予定等
3. その他

議長

他にございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

他にないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

事務局

これをもちまして、第36回指宿市農業委員会を閉会いたします。

全員ご起立願います。

一同礼。

(閉会 午後3時10分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員3番委員

議事録署名委員4番委員